

在宅ケアにおける新型コロナウイルス感染対策について

2020 年 4 月 22 日 日本在宅ケアアライアンス

趣旨

新型コロナウイルスの感染が拡大し、全国に緊急事態宣言が出されました。

在宅ケアを支える関係団体の集まりである日本在宅ケアアライアンスは、在宅で療養されケアを受けている方々を守るために、以下のとおり**「行動方針」**を宣言することとしました。今後私たちはこれを指針として、患者・利用者、同居家族、住民の方々とともに安心できる在宅ケアを進めてまいります。

今、多くの方が不安の中で暮らしていることと思います。しかし、自宅で医療介護サービスを受けられる在宅ケアは、患者・利用者にとって住み慣れた環境で安全な療養生活を送ることができる優れたサービスです。私たちは、サービスを受ける方々の不安に寄り添い、安心な暮らしを守って行きたいと考えています。

なお、今後の状況の変化に応じ、順次更新してまいりますので、ご理解をお願いします。

*

<u>在宅ケアサービス提供者の行動方針(令和2年4月版)</u>

- 1. 感染予防の標準手順*を守ります。ケアを行う場合は、原則として、手袋、マスクを着用します。
- 2. 自らの体調管理に努めます。毎日の体温測定の励行など常に自らの体調に注意を払います。
- 3. 感染の危険性を常に自覚し、ケアの時間外も責任のある行動に努めます。
- 4. 発熱がなくとも、体調不良(せき、倦怠感、味覚や嗅覚障害等)の場合は、管理者と相談 のうえでケアに従事しないこととします。
- 5. 在宅療養者やそのご家族に感染の疑いがある等の場合を含め、常にケアチームで情報と取り組みを共有します。在宅医がチーム全体の感染管理・感染予防に責任を持ち、情報 提供や助言を行います。
- 6. 従来通りのサービスが行えなくなった場合が生じても、在宅療養者に寄り添い、情報提供や相談対応に努め、在宅生活を支えていきます。
 - *日本環境感染学会の「高齢者介護施設における感染対策」に準拠



参照:

- (1) 「高齢者介護施設における感染対策 第1版」(一般社団法人 日本環境感染学会) は以下のリンク先を参照。(なお、在宅ケアの現場に応用する場合、高齢者介護施設を「在宅(自宅)」に、そのスタッフを在宅ケアサービス提供者に読み替え、応用できると考えられる。) http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsukansentaisaku.pdf
- (2) なお、感染予防に併せて考慮すべき、生活不活発によるフレイル予防対策については、「新型コロナウイルス感染症 高齢者として気をつけたいポイント」(日本老年医学会)(以下のリンク先参照)が参考になる。 https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/citizen/coronavirus.html
- (3) 厚生労働省から出されている各種事務連絡等は下記ページから参照できる。
 - ・介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
 - ・障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

日本在宅ケアアライアンス

加盟団体(19団体)

全国在宅療養支援歯科診療所連絡会 全国在宅療養支援医協会

全国訪問看護事業協会
全国薬剤師・在宅療養支援連絡会

日本介護支援専門員協会 日本ケアマネジメント学会

日本在宅医療連合学会日本在宅栄養管理学会

日本在宅ケア学会 日本プライマリ・ケア連合学会

日本老年医学会 日本訪問リハビリテーション協会

日本訪問看護財団 全国国民健康保険診療施設協議会

全日本病院協会 在宅ケアを支える診療所・市民全国ネットワーク

日本ホスピス緩和ケア協会 日本ホスピス・在宅ケア研究会

日本在宅ホスピス協会

議長

新田 國夫(全国在宅療養支援医協会 会長)



● 日本在宅ケアアライアンスについて

2015年、「在宅医療推進のための共同声明」に賛同した在宅医療に深く関わる 15 団体(当時)によって設立された。現在は 19 団体で構成される。我が国で在宅医療を普及推進させるための専門職団体による連合体として、制度・政策提言、社会啓発、在宅医療に関する研究・教育、倫理的問題の検討を推進している。

● 在宅医療推進のための共同声明

国立長寿医療研究センターと在宅医療助成勇美記念財団が共催し、毎年 11 月 23 日に開催される「在宅医療推進フォーラム」(2005 年第1回開催)において、2014 年に採択された。

- 1. 市民とともに、地域に根ざしたコミュニティケアを実践する。
- 2. 医療の原点を見据え、本来あるべき生活と人間の尊厳、そして生きがいを大切にした医療を目指す。
- 3. 医療・福祉・介護専門職の協力と連携によるチームケアを追求する。
- 4. 病院から在宅へ、切れ目のない医療提供体制を構築する。
- 5. 療養者や家族の人生に寄り添うことのできるスキルとマインドをもった、在宅医療を支える専門職を積極的に養成する。
- 6. 日本に在宅医療を普及させるために協力する。
- 7. 毎年 11 月 23 日を「在宅医療の日」とし、在宅医療をさらに推進するためのフォーラムを開催する。

(2014.11.23 策定、2019.6.21 修正)

● 本文書の問い合わせ先

本文書のお問い合わせは、下記「日本在宅ケアアライアンス事務局」までお願いいたします。 当面の間テレワークでの対応となりますので、ご返信に多少の猶予を頂く可能性があります。 またお問い合わせは可能な限り、「メール」にてお願い申し上げます。

日本在宅ケアアライアンス事務局 〒102-0083 東京都千代田麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館 506

メール: zaitaku@jhhca.com

電話: 03-5213-4630 FAX: 03-5213-4640